

【2026年度】大学・短大在学生用

あしなが大学奨学金(無利子貸与)

大学奨学生在学募集のしおり



申込みできる方

大学または短期大学に在学していて、次にあてはまる学生。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡または保護者が1級から5級の障がい認定（注1）を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

（注1）次の障がい認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

※日本国外の大学（その日本校を含む）は対象になりません。

※2001年（平成13年）4月2日以降に生まれた方が対象です。

募集人数 200人程度

申請のしめきり ~~2026年5月20日~~

※オンライン手続き・証明書類の郵送（消印有効）ともに

奨学金の内容

大学への提出期限：2026年5月8日（金）16時

提出場所：学生課奨学係（国際交流棟3F）

この奨学金は、無利子貸与です。卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます。

1. 奨学金の金額（くわしくは14ページ）

(1)一般 = 貸与月額 40,000円

(2)特別 = 貸与月額 50,000円

「あしなが MUFU 奨学基金理系・文系大学生支援制度」を利用すれば、貸与に加えて、給付月額40,000円または20,000円が受け取れます（くわしくは14ページ）

2. 奨学金を受けられる期間

2026年4月分から卒業（最短修業年限）まで。第1回目の送金は2026年7月です。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

お問い合わせ・必要書類送付先

一般財団法人あしなが育英会 奨学金事業部 奨学課

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館本館4階

電話 0120-77-8565（フリーダイヤル・平日10時～16時）

メール shougaku@ashinaga.org HP <https://www.ashinaga.org>

目次

申請方法

申請から奨学生採用までの手続き	3～4
申請フォームで申請を完了するまでの流れ	5
申請フォームのよくあるご質問	6
申請に必要な書類	7～9
「奨学金申請にともなう誓約書」記入見本	10
奨学金振込指定口座の注意	11
書類の郵送提出について	12

送金や交付中の約束事など、大切なことが書かれています。
かならずご確認ください。

奨学金について

奨学金の交付から終了まで	13
その他制度のご案内	14

奨学金の申請についてご不明な点がありましたら、
本会ホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。

<https://www.ashinaga.org/contact/faq/faq-scholars/>



記載がないご質問については、あしなが育英会奨学課までお問い合わせください。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。

この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

申請から奨学生採用までの手続き

1. 申請

申請はオンラインで受け付けています。必要書類の一部は郵送での提出も必要です。
申請完了までの流れは以下の通りです。



- ① 申請フォームの入力・必要書類のアップロード くわしくは5～11ページ
(2026年5月20日まで)
- ② 必要書類の郵送 (2026年5月20日消印有効) くわしくは12ページ

メールの受信設定について

申請フォームに入力された申請者メールアドレスおよび保護者メールアドレス宛てに、申請に関するご連絡をお送りします。

- 「shougaku@ashinaga.org」または「一般財団法人あしなが育英会(no-reply@harutaka.jp)」からのメールが受信できるよう、ドメイン指定受信の設定や迷惑メールフォルダのご確認をお願いいたします。
- 申請内容の確認や不備のご連絡を差し上げる場合がございますので、メールを受信されましたら、速やかに内容をご確認ください。

受信設定やメールの管理状況等によりメールが確認できず、申請手続きが滞った場合には、本会では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

SMS (ショート・メッセージ・サービス) の取り扱いについて

申請された方に重要な情報を確実かつ迅速にお伝えするため、短いメッセージを携帯電話番号あてに送受信するサービス「SMS (ショート・メッセージ・サービス)」によるご連絡をする場合があります。表示される発信元は「0120778565」(docomo/au/楽天の場合) または「0032069000」(softbankの場合) となりますのでご承知おきください。

2. 審査

申請の内容を審査し、不備があった場合はメール、電話、SMSなどで不備照会をします。
不備照会の連絡があったら、期日までに回答してください。
期日までに回答が無い場合は、申請を辞退したものとみなされますので、注意してください。

3. 書類審査の結果 (6月上旬)

書類審査の結果はすべての方にメールでお知らせいたします。書類審査不採用の場合のみ郵送でも通知をお送りいたします。

4. オンライン面接

書類審査を通過した方は、オンラインで面接を行います。面接の詳細は書類審査の結果と共にメールにてお伝えします。

日程 2026年6月13日（土）、14日（日）のうち、どちらか1日

※個人面接は9時半から17時の間に行います。開始時間は個々で異なります。

面接時間は20分程度です。

面接方法 harutaka というウェブ面接サービスを使用

（パソコンまたはスマートフォン等で参加）

事前準備 メールのご案内にしたがって、事前に課題フォームの回答と接続確認を行ってください。

※面接予定日の1週間前になってもメールでの案内が届かない場合は本会までご連絡ください。

5. 審査結果のお知らせ（2026年7月上旬）

奨学生として採用された場合は、採用通知や奨学生のおてびき等を郵送します。不採用だった場合はメールで通知します。なお、採用か不採用かを問わず、在 school にも郵送で結果を通知します。

申請フォームで申請を完了するまでの流れ

1. 申請フォームへアクセス

申請フォームは、あしなが育英会のホームページをご覧ください。下記の QR コードまたは URL から開くことができます。

オンライン申請フォーム
【新規登録用】ページ

<https://www.judy.ashinaga.org/new>



オンライン申請フォーム
【ログイン用】ページ

<https://www.judy.ashinaga.org/login>



2. アカウント作成

申請者（生徒本人）と保護者の氏名や住所、メールアドレス等を入力すると、アカウントが作成され、申請者メールアドレスあてに仮パスワードが送信されます。

3. ログイン

届いたメールに記載された仮パスワードを使用してフォームにログインしてください。仮パスワードの有効期限は72時間です。初回ログイン後に別のパスワードに変更してください。ログインするとマイページが表示されます。

4. 情報入力

マイページから「家計同一の家族」「家庭状況」「死亡/障がい認定保護者」などを登録してください。

情報入力

入力内容は途中保存できません。最後まで入力後に送信をお願いします。

家計同一の家族、死亡/障がい認定保護者は、対象者全員分の入力が必要です。

- 要回答 家計同一の家族 >
- 要回答 家庭状況 >
- 要回答 死亡/障がい認定保護者 >

5. 必要書類のアップロード（送信）

必要書類（くわしくは7～9ページ）の写真（画像）またはPDF ファイルをそれぞれの画面でアップロード（送信）してください。

書類の画像(またはPDF)アップロード

書類の取得に時間がかかる場合は、アップロードを保留して仮に審査を進めることも可能です。その場合は書類が準備でき次第、アップロードを行ってください。

アップロード後、**要郵送** のついた書類は原本の郵送をお願いします。

- 要登録 戸籍謄本 **要郵送** >
- 要登録 所得証明書もしくは生活保護に関する証明書 **要郵送** >
- 要登録 障がいに関する証明書 >

6. 申請完了ボタンを押す

マイページの下部分に「申請を完了する」ボタンがあります。4と5がすべて終わるとボタンが緑色になりますので、ボタンを押して申請を完了してください。

入力やアップロードが終わっていると
ボタンが押せます

申請を完了する

ボタンが灰色の場合、4や5のどれかが終わっていません。

要回答 要登録 となっているページを入力・登録してください。

申請を完了する

申請を完了するボタンを押すと「申請を完了しますか?」と表示されます。「事実と相違ありません」の左横にあるチェックボックス（四角）を押してチェックを入れると、OK ボタンが押せるようになります

7. 申請完了（受付番号が発行）・必要書類を郵送

マイページの上の部分に受付番号が表示されます。

郵送が必要な書類を郵送してください。（郵送方法については12ページ）

申請フォームのよくあるご質問

Q 仮パスワード発行のメールが届かない

- A. アカウント作成後 30 分ほどたっても届かない場合は、迷惑メールフォルダやゴミ箱を含めご確認ください。申請者に登録したメールアドレスに届きます。
- それでも届かない場合は、マイページのお問い合わせフォームよりその旨をご連絡ください。

Q ログイン用ページがわからなくなりました

- A. <https://www.judy.ashinaga.org/login> です。
- ログイン用ページをお気に入り（ブックマーク）などに登録しておくと便利です。

Q 仮パスワードの有効期限が切れてしまった／仮パスワードをもう一度送ってほしい

- A. 仮パスワードは 72 時間有効です。新たな仮パスワードを再発行しますので、①～③を記載したメールを shougaku@ashinaga.org 宛に送信してください。（最大 3 日ほどかかります）
- ①仮パスワード再発行希望 ②申請者氏名 ③ID（メールアドレス）

Q メールアドレスを変更したい

- A. マイページのお問い合わせフォームよりその旨をご連絡ください。

Q 必要書類の写真がアップロードできない

- A. 事前に写真を用意してからアップロード画面に進んでください。書類が複数枚ある場合は、各ページを 1 枚ずつ写真に撮り、1 ページずつ順番にアップロードしてください。PDF ファイルでもアップロード可能です。
- 取得に時間がかかるなどの理由でアップロードができない場合は、「今は登録できない」ボタンから保留にすれば申請を進められ受付番号の発行もできます。用意が出来たら、マイページから保留にしていた書類をアップロードしてください。

Q 複数アカウントを作ってしまった

- A. 使用しないアカウントでログインし、マイページのお問い合わせフォームより申請の取り下げをしてください

オンライン申請以外のご不明な点については、
 本会ホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。

<https://www.ashinaga.org/contact/faq/faq-scholars/>



記載がないご質問については、あしなが育英会奨学課までお問い合わせください。

申請に必要な書類

■書類の種類について

- 書類は A～E の 5 つの区分に分かれています。
- A～C の書類は必ずご提出ください。
- D はあしなが高校奨学生だった方は、前回提出時から変更がなければ提出不要です。高校奨学生ではなかった方は必ずご提出ください。
- E は保護者が障がいを負われているご家庭のみご提出ください。

■提出方法について

- すべての書類は、写真または PDF を申請フォームで送信（アップロード）してください。
- **要郵送** と記載がある書類は、申請しめきり日である5月20日（消印有効）までにあしなが育英会あてに郵送してください（くわしくは12ページ）。

A

あしなが育英会の書式で用意する書類

要アップロード

要郵送

1. 在学証明書・大学奨学生推薦書

- 必ずあしなが育英会所定の書式を使い、在籍校の学長または学部長の推薦を受けてください。

2. 奨学金申請にともなう誓約書

- 10ページの記入見本を参考にして、記入してください。

用紙は下記のいずれかの方法で印刷してください。

方法① 申請フォームでアカウント作成後のマイページからダウンロードして印刷

方法② 右のリンクからダウンロードして印刷 [在学証明書・推薦書](#) [誓約書](#)

※ご自宅にプリンター等印刷機器がない場合、大学に印刷をお願いするか、コンビニのプリントサービス等の利用をご検討ください。

サービスの詳細についてはあしなが育英会ではお答えできかねますので、下記ウェブサイトをご確認ください。

- [ネットワークプリントサービス](#)（ローソン、ファミリーマート、セイコーマート等）
- [ネットプリント](#)（セブンイレブン）

B

奨学金送金口座の番号等がわかるもの

要アップロード

郵送不要

3. 奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳」の写真または PDF

- 11ページの「奨学金振込指定口座の注意」のとおり、奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳」の写真または PDF を提出してください。
- 通帳がない場合はキャッシュカードの写真でもかまいません。

8ページに続きます

所得に関する証明書

要アップロード

要郵送

生活保護を受けている場合と、そうでない場合で、提出する書類が異なります。
下記のとおり、所得証明書か生活保護に関する証明書か、どちらかをご提出ください。

生活保護を受けていない場合

4. 保護者の所得証明書（原本のみ・源泉徴収票は不可）

所得証明書の発行は、市区町村役場の市区町村民税を扱う課などで受けられます。
コンビニエンスストアで取得したものでも問題ありません。
所得金額が記載されているかご確認ください。

■注意点

- ・申請する時に市区町村役場で発行される最新のものをご取得してください
- ・父と母2人と同一生計の場合は、どちらかが障がいを負われての申請であっても、父母両方の所得証明書を提出してください
- ・保護者の収入がない場合は、所得額が「0円」と記載がある所得証明書をとってください。
- ・市区町村役場で発行される所得証明書を必ず提出してください。源泉徴収票など、所得証明書以外の書類では代用できません。
- ・所得額が記載されている場合は、課税（非課税）証明書でもかまいません。

生活保護を受けている場合

4. 生活保護に関する証明書（2点）

4-1. 生活保護受給証明書（原本のみ。医療券のコピーは不可）

- ・生活保護受給証明書の発行は、市区町村役場または福祉事務所で受けられます。

4-2. 支給額がわかる書類のコピー

- ・生活保護費支払通知書や、生活保護変更決定通知書など、直近の支給額がわかるもの。

9ページに続きます

申請に必要な書類

D

戸籍謄本(外国籍の方は住民票の写し)

要アップロード

要郵送

あしなが高校奨学生だった方の特例

高校奨学金申請時から戸籍の内容に変更がなければ、今回の申請で戸籍謄本の提出は不要です

5. 戸籍謄本(原本) ※戸籍抄本や戸籍の附票ではありません

戸籍謄本の発行は、市区町村役場の戸籍を扱う課などで受けられます。
郵送でも発行手続きが可能です。コンビニエンスストアで取得したもので問題ありません。

■注意点

- ・3ヶ月以内に発行されたものをご使用ください
- ・保護者が亡くなっている場合は、死亡年月日が記載してあるかご確認ください。
- ・保護者が障がい認定を受けている場合も家族全員記載の戸籍謄本を提出してください。
※戸籍謄本は保護者の死亡や申請者との親子関係を確認するうえで必要な書類ですので、提出にご理解ください。

申請者や同一生計の家族が外国籍の場合

戸籍謄本の代わりに住民票の写しを提出してください

■注意点

- ・「続柄」と「在留資格」が記載されているものを提出してください。
- ・保護者が亡くなっている場合は、死亡年月日が記載してあるかご確認ください。
- ・申請者と亡くなった保護者が親子であることが、住民票の写しに記載されていない場合、親子であることがわかる公的な書類を別途ご提出ください(申請者の出生届の写しなど)。

E

保護者の障がいに関する証明書

要アップロード

郵送不要

【保護者が障がい認定を受けている家庭のみ】

6. 障害者手帳・保健福祉手帳または年金裁定通知書・障害年金証書

※必ず有効期限内のものを使用してください。期限が切れている場合は受け付けられません。

①次の場合は、都道府県知事等発行の障害者手帳または保健福祉手帳

- ・身体障害者福祉法による第1～5級の障害認定を受けている場合
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による第1～3級の障害認定を受けている場合

②次の場合は、障害等級が明記してある年金裁定通知書のコピーまたは障害年金証書

- ・国民年金法による障害基礎年金を受けている場合
- ・厚生年金保険法による障害厚生基礎年金を受けている場合
- ・労働者災害補償保険法等による第1～5級の障害補償年金を受けている場合

①と②両方にあてはまる場合は、等級が上の方(同じ場合は障害者手帳)

大学在学

「奨学金申請にともなう誓約書」記入見本

必ず申請者本人が記入（自署）および捺印してください。保護者等が代筆することはできません

奨学金申請にともなう誓約書

一般財団法人あしなが育英会会長殿

このたび奨学生として採用されましたら、次のことを誓約いたしますので、別紙「奨学金振込指定口座」で指定した口座に奨学金を振り込んでくださるようお願いいたします。

1. 今後、いっそう学業に励み、健康に留意し、学校内外における規律と秩序を重んじ、充実した生活を積みかさね、将来社会有用の人材になるよう心掛けます。
2. あしなが育英会の規則並び指示に従い、必要な手続きは怠りなく行うなど、奨学生として責務を果たします。
3. 在学学校で処分を受け学籍を失うなどの奨学生として適当でない事実があった場合は、すみやかにあしなが育英会に報告します。あしなが育英会での審議の上、奨学金を廃止の措置をとられても異議ありません。
また、退学などにより奨学生の資格を喪失した後に交付された奨学金は、すみやかに返還しなければならぬことを承知いたします。
4. 貴会に対し、奨学金返還誓約書を提出いたします。また、奨学金返還誓約書を貴会の指定する期限内に提出しない場合、奨学生としての採用決定が取り消され、採用決定の時にさかのぼって奨学生としての資格を喪失することを承知いたします。
5. 交付終了後はあしなが育英会の規則にしたがい、奨学金の返還の義務を誠実に履行いたします。

記入日 20××年 4月 ××日

【申請者】必ず申請者が自署・捺印してください

申請者	フリガナ	アシナガ	タロウ	定長	生年 月日	西暦 20××年10月××日
	氏名	足長	太郎			
現住所	東京都港区麻布3-4-△		〒100-0021			
	電話 (03) 3221-7676		携帯電話 (090) ××××-××××			

【親権者または未成年後見人】

記入日時点で申請者が18歳未満の場合、親権者の方は、下記に必ず自署・捺印をお願いします

- ・必ず親権者または未成年後見人が自署・捺印してください。
- ・親権者または未成年後見人が複数いる場合は、可能な限り全員自署してください。
- ・親権者または未成年後見人の自署が難しい場合はご相談ください。
- ・申請者と同居している場合、現住所は「口申請者と同じ」にチェックすれば、記入しなくても結構です

親権者 未成年後見人	フリガナ	アシナガ	サチコ	定長	生年 月日	西暦 20××年10月××日
	氏名	足長	幸子			
現住所	東京都府県		〒			
	☑申請者と同じ					
続柄	母					
親権者 未成年後見人	フリガナ			印	生年 月日	西暦 年 月 日
	氏名					
現住所	東京都府県		〒			
	☐申請者と同じ					
続柄						

この書類を記入した年月日(西暦)を必ず記入してください

印鑑を必ず押してください
名字が同じ場合は同一の印でけっこうです。認め印でかまいません

親権者または未成年後見人が2人いる場合は、可能な限り全員が記入（自署）してください
行方不明などの事情により記入が難しい場合は、本会までご相談ください

飛び入学（高校3年生を飛ばして大学に入学する制度）を利用している方で、記入日時点で申請者が未成年（17歳以下）の場合は、親権者または未成年後見人の自署・捺印が必要です
記入日時点で申請者が18歳以上の場合は、親権者または未成年後見人の欄は空欄で結構です

申請者と同居している場合、現住所欄はここにチェック（✓）を入れるだけで結構です
続柄を忘れずにご記入ください

奨学金振込指定口座の注意

■口座について

- 奨学金を送金する口座は、**申請者（生徒・学生）本人名義のゆうちょ銀行**の口座です。

○保護者名義の口座は指定できません。

○金融機関はゆうちょ銀行に限ります。ただし、どうしても他の金融機関でないといけない方は、事情をお伺いしますので、申請前にあしなが育英会奨学課までご相談ください

- 10年以上入出金や通帳記帳をしていない口座（休眠口座）や、送金機能のない口座、通常貯金以外の口座（通常貯蓄口座など ※）の場合は**送金ができません**ので、ゆうちょ銀行の窓口にご相談してください。

※通常貯蓄口座でも、総合口座の申し込みをしている口座なら送金可能です。

一括送金が受け取れるかどうかなど、くわしくはゆうちょ銀行に相談してください。

●提出する通帳の画像・PDF と、申請フォームの入力について

- 奨学金を送金するゆうちょ銀行通帳の以下のページの写真またはPDFを提出してください。
- 通帳がない場合は、キャッシュカードの写真でもかまいません。
- 「記号」（5ケタ）と「番号」（最大8ケタ）を、申請フォームの「奨学金振込指定口座」に入力してください。

記号 番号

おなまえ 様

おところ (郵便番号)

株式会社 ゆうちょ銀行
(金融機関コード：9900)

通帳作成地 東京都千代田区霞が関1-3-2
株式会社ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

カード紛失センター 0120-794889

ご利用欄
振替口座開設(送金機能) 個
キャッシュサービス 代理人カード デビットサービス
定期定期自動貸付 国債等自動貸付

奨学
用欄
この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】 (読み)
【店番】 【預金種目】 普通預金 【口座番号】

「奨学金振込指定口座」に入力する口座は下記のものではありません。
上のページの番号です。

書類の郵送提出について

郵送しめきり：2026年5月20日（消印有効）

- **要郵送** となっている書類をあしなが育英会に郵送してください
- 封筒には、下記の図のとおり受付番号を記入してください。
5ページ目「申請フォームで申請を完了するまでの流れ」のとおり申請フォームで申請を完了すると、マイページに受付番号が表示されます
※ 書類を郵送するだけでは申請したことになりません。

<提出書類送り先>

〒102-8639
東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館本館4階
一般財団法人あしなが育英会 奨学課 宛

大在〇〇番 申請者氏名

封筒に**申請者（生徒本人）の氏名と受付番号をかならず記入**してください
※記載がない場合、申請手続きが滞る場合があります

<一度提出された書類はどのような理由があっても返却できません>

※封筒に切手を貼り忘れていないか、切手の金額は足りているかご注意ください

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は7月10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2回目以降は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 奨学金返還誓約書の提出（2026年8月上旬まで）

奨学金返還誓約書を奨学生採用のお知らせと一緒に送りますので、期日までに提出してください。提出がない場合は、奨学金の交付が終了しますのでご注意ください。なお、奨学金返還誓約書には連帯保証人（1人）と親権者（2026年4月時点で18歳未満の場合）の記入が必要です。

3. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）、返還確認票の内容確認（交付終了時）

毎年度末には学業成績表で進級や成績の状況を確認します。学業成績表の提出依頼は本会から学校へ直接行い、学校より本会に直接提出いただきますのでご了承ください。留年や成績が著しく不良の場合は、奨学金の交付が止まる可能性があります。

また、奨学生には毎年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。生活状況報告書は、本会から奨学生に郵送とE-mailでご案内しますので、奨学生本人があしながポータルサイトから登録（提出）してください。定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる可能性があります。

なお、奨学金の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書を送りますので、交付された奨学金の金額を確認して提出してください。

4. 大学奨学生の約束事項

大学奨学生には、特別な事情がない限り、奨学生として採用された年度は、8月・9月に開催する「つどい」への宿泊参加を約束いただいています。次年度以降は、毎年春と秋に全国で行われる「あしなが学生募金」への参加が約束事項となります。約束事項を履行しない場合は、奨学金の交付が止まる可能性があります。「つどい」、「あしなが学生募金」については、本会のホームページで紹介しています。奨学金の申請に当たっては、それぞれへの参加が可能か、慎重にご判断ください。約束事項の詳細については、書類審査に通った人に行うオンライン面接試験を通じて説明します。

5. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学金が2年連続停止になったとき。
- ⑥休学：休学期間が2年を超えるとき。
- ⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学金は、通常どおり20年以内に無利子で返還していただきます。

奨学金の返還の方法

1. 返還の期間

返還は、卒業の半年後から開始し、20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。なお、卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

月額4万円の奨学金を4年間利用した場合、貸与総額は192万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約8千円となります。

2. 奨学金および入学一時金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

大学奨学金特別制度

経済的に特に困っている大学奨学生に対し、その者の申請により奨学金月額を50,000円とする「大学奨学金特別制度」があります。希望する・しないについては、申請フォームに設問がありますので、フォーム内でご回答ください。

あしなが MUFG 奨学基金 理系大学生支援制度および文系大学生支援制度

1. 理系大学生支援制度

2022年4月以降に4年制または6年制大学の理系学科に入学した本会大学奨学生に対して、「理系大学生支援金」として月額40,000円を給付します。

2. 文系大学生支援制度

2023年4月以降に4年制または6年制大学の理系以外の学科に入学した本会大学奨学生に対して、「文系大学生支援金」として月額20,000円を給付します。

制度を利用するには申請が必要です。くわしい案内は大学奨学生となった7月頃に送付する、奨学生採用のお知らせに同封します。

申請後、決定者には9月以降に4月分までさかのぼって送金します。

なお、「理系学科」については本会の専用ホームページで確認してください。

<https://www.ashinaga.org/scholarship/for-applicants/mufg-scholarship/>

※この制度は株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループからのご寄付を原資としています

基金専用
サイト

